

退職→特別徴収継続の場合 【例4】

御注意  
 4 3 2 1  
 手続に黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 ※一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 転勤、再就職等により異動後は、下段(転勤等)の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 新勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先  
 令和3年9月1日提出  
 令和3年9月1日提出  
 令和3年9月1日提出

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書  
 特別徴収

1. 現年度…令和3年度 2. 新年度…令和4年度  
 3…両年度…令和3・4年度  
 年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

岩手県北上市町村長殿 令和3年9月1日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒024-8501 北上市芳町1番1号										特別徴収義務者 指定番号	12345									
		フリガナ	キタカミシ										宛名番号	1									
		氏名又は名称	北上市										担連 当絡 者先	所属	総務課								
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	(0197) 64-2111 内線 ( 1234 )						
フリガナ	キタカミ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	氏名	北上 太郎		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
生年月日	昭和 41 年 4 月 9 日								6	10	11	5	R3	11	1								
個人番号	0		6	10	11	5	R3	11	1														
受給者番号	0		6	10	11	5	R3	11	1														
1月1日 現在の住所	北上市芳町〇晩〇号		6	10	11	5	R3	11	1														
異動後の 住所	盛岡市△△町〇-〇号		12,500	5,500	7,000	1	1	1															

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0										新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を		
所在地	〒020-1111 盛岡市〇〇町△-△号										11 月分(翌月10日納入期限分)から		
フリガナ	モリオカショウジカブシキカイシャ										徴収し、納入するよう連絡済みです。		
氏名又は名称	盛岡商事(株)										受給者番号	0	
担当 者 連 絡 先	所属	総務課		氏名	市税 一郎		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1		1. 必要 2. 不要			
電話	(0197) 65-3222 内線 ( 5678 )												

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)